

# ヘントのカルヴァン派独裁（一五七七—一五八四）

川 口 博

【要約】 このテーマは従来あまり人気がない。ヘントのカルヴァン派独裁は——マルクス主義史学は別として——ことにその宗教的過激性の故に大半の史家から冷淡かつ否定的な扱いを受け、一六世紀のネーデルランド反乱中の一エピソードとして片付けられがちである。しかし当独裁は宗教的過激性のみを特徴とするものでなく、二つの異質の志向、つまり宗教的フアナティスムと根強い復古志向との合力であった。後者の分力、つまりカール五世治下に失われた中世都市の諸特権・諸制度の復活を一時的にせよ実現せしめた復古志向にむしろ力点を置くことにより、画一化を旨差す絶対主義と社団的旧社会秩序を護持せんとする伝統主義との対決を基本矛盾とする当反乱の過程で、同じく伝統主義を標榜しつつもより一層開明的なオランジェ派とさえ対立せざるをえなかったヘント（伝統主義のいわば突出部）の悲劇的役割を明らかにすることが、本稿の目的である。

史林 六二卷三号 一九七九年五月

「一五八三年二月三日、ガンはマレ広場、御殿か城かともがう年経た館、ワッケン邸の中。時に午後四時、壁は綴織を張り、床は絨毯で飾り立てた大広間で、木製・鉄製の釣燭台に立つ無数の大蠟燭のゆらめく炎が、壮大かつ悲惨な光景を照らし出す。新教牧師の前で、親族・友人の大きな人の輪に囲まれて、一人の老人が若くて奇麗な娘を娶る。男は七十歳にしては元氣そうだが、緑がかった白いひげと荒れた頭髮は、この老いてもやまぬ女誑しをグロテスクたらしめている。花嫁——列席者全員から皮肉な視線を浴びる——は微笑んでいるが、強欲か下心かが女をこの老人と結びつけたことは隠れもない。女が嬉しげであるのは、婚姻の束縛の久しからざること期待しているからである。しかも現実には女の願いをさらに越える。数週間の後、夫は手荒く投獄され、今日婚礼の宴に席を連ねたすべての人々から侮辱と非難を受け、やが

て死刑を宣告されて斬首の憂き目を見ることになる。」<sup>①</sup>

J・E・ネーヴ・ド・メヴヘルニは、巻くトビゼ Jan van Hembyze (一五七七一五八四)<sup>②</sup> とらら若きトビナ Anna van Huerne (州評議会参事の娘) の結婚式のいかにも醜悪な描写から『共和国ガン』の筆を起して、一五七七一五八四年のカルヴァン派独裁について、「いかにドラマティックであらうとも、一六世紀にわが国を血塗った長き宗教紛争の一エピソードにすぎず、いつてみればそのエピソードにすぎなく」と評した。

① J. E. Nève de Mévergnies, *Gand en république. La Domination Calviniste à Gand (1577-1584)*, Gand 1940, pp. 5-6.  
② トビゼの生年については、ネーヴ・ド・メヴヘルニを初め一五一三年説を採る史家が多い。しかしトビゼは『自著家系譜』(Crayon généalogique de la main de Jean van Hembyze, in: François de Halewyn, *Mémoires sur les troubles de Gand 1577-1579*, publiés par Ph. Kéryrn de Volkaersbeke, Bruxelles 1865, *Appendice I*, pp. 230-234) の中で自ら一七年七月九日生れと述べている。トビゼは A・デズプレツの著『一五七七年説を採る』(A. Desprez, *De instauration der Gensse Calvinistische Republiek (1577-1579)*, in: *Handelingen der Maatschappij voor Geschiedenis en Oudheidkunde te Gent. Nieuwe Reeks XVII*, 1963, p. 134 n. 65. など) や個人に関する研究は極めて少ない。以下の大體トビゼの著した記述が見られる。A. Voisin, *Jean van Hembyze*, in: *Messagers des Sciences et des Arts de Belgique*, III, 1835, pp. 41-53; Ch. Rahlenbeck, *Hembyze (Jean van)*, in: *Biographie Nationale*, IX, Bruxelles 1886-1887, pp. 11-16; F. de Potter, *Gent van den oudsten tijd tot heden* (9 dln., Gent 1882-1933; Facsimile-uitg., Handzame 1969), IV, pp. 150-159; Nève de Mévergnies, op. cit., pp. 11-14.

③ Nève de Mévergnies, op. cit., p. 7.

一

まずヘント(ガン)における事件の経緯を辿ってみよう。<sup>①</sup>

(1)

レイホーン F Frans van de Kethulle, heer van Rijhove (一五三二頃—一五八五)<sup>②</sup> のクーデタが事の発端である。一五七七年一〇月二八日、フラインデレン(フランドル)州総督ブルーノスホト Philippe de Croy, hertog van Aarschot を

初め、ヘント代官ムスクルン Ferdinand de la Barre, heer van Moeskroen、ブリュヘン(ブリュージュ)司教ドリウテ  
ィウス Remi Driutius、イーブル(イーブル)司教リトヴィウス Martin Rithovius、元騒乱評議会評定官セルス  
Jacob Hessels、その他シヤン、Maximilien Villain, baron van Rasseghem、ズマフ、François de Hale-  
wyn, heer van Zweveghem、フラーンデレン州議会の主要な貴族メンバーが逮捕され、レイホーフ邸 Serpraemsteen  
に監禁された。③。アールスホトだけは全国議会の抗議やオランニエ Willem, prins van Oranje の要請で約半月後の一  
月一四日に釈放されたが、他の全員は長期間身柄を拘束され、しかも苛酷な扱いを受けることになる。④

前年三月、執政レケセンが急死して以後、スペインの政治的・軍事的支配に空白が生じてネーデルランドの反乱  
は新しい局面を迎えていた。スペイン兵士反乱、暫定的に君主権を代行すべき國務評議会の無能力、ブラバント州議會  
軍による当評議会メンバーの逮捕(一五七六年九月四日)、ついで全国議会の事実上自主的な集会、そしてホラント・ゼーラ  
ント反乱両州とのヘント和平締結(二月八日)⑤。しかしオランニエの率いるホラント・ゼーラント両州と全国議會主流  
(保守)派との足並は必ずしも揃わない。オランニエの危惧にもかかわらず、全国議會と新執政ドン・ファンの折衝が進  
められ、七七年二月一二日、ドン・ファンは永久令に調印してヘント和平を受け入れた。ようやく五月一二日、彼は  
ブリュセル入城を許されたが、徒手空拳、全国議會の掣肘を甘受するに堪えず、七月二四日、ナミュール城を急襲してこ  
れを占拠した。議會主流派の面目は潰れ、逆に先見の明によって面目を施したオランニエは、九月二三日、亡命以来十年  
ぶりに歓呼の中でブリュセルに迎えられ、やがて当市の十八人委員会 Comité der XVIII の支持の下に全国議會からブ  
ラバント総督に任じられた。しかし今やドン・ファンと袂を分かつて余儀なくされた議會主流派は、出る杭を打つ策謀  
を推し進める。オーストリア大公マティアスの執政擁立がそれである。

こうした政治上層部の暗闘に対応し、保守派の策動を封ずべくブラバント・フラーンデレン諸都市の急進的運動が展開  
される。オランニエの暗黙の了解ないし婉曲な使嫉によつたといわれるレイホーフのクーデタも、その一つにほかな  
⑥

らない。実はオランイエに対抗する議會主流派の中心人物こそアールスホトであり、ドン・ファンの許に奔ったルール Jean de Croy, graaf van Roenlx の跡を襲ってフラーンデレン州総督に就任したばかりのアールスホトは、当州をオランイエ・ブラバントに対抗する保守派の根拠地たらしめんと機会を窺い、カール五世により奪われた旧特権の回復を願うヘント市民の要求にも白い目を向けていた。彼と彼の影響下にある州議會の貴族メンバーが狙い撃ちされたのはそのためである。<sup>⑦</sup>

ヘントではクーデタ直後の十一月一日、ブリュセルの先例に倣って十八人委員会<sup>⑧</sup>（建前上は市政府に協力して市の行政・防衛に関与するを任務としたが、事実上市政府を抑えて最高権力を握り、正規の行政諸機関に指令を発した一種の革命組織）が全員カルヴィニスト——しかもほとんどが市政の新人——によって構成される。ついで旧特権の回復（旧体制の復活）が日程に上る。すでにクーデタに先立つ十一月八日、旧特権回復の請願が市政府（市参事会）に提出され、それがブリュセルの全国議會に取り次がれて、二二日に一応の好意的な回答が得られた。そこで一月月上旬、各ギルドの幹部（長老 *delen*・幹事 *gezworen*）選出が相ついで行われ、市評議會 *Collatie* の復活第一回集會が一月中に実現した。同じ一月の中旬、十八人委員会の提案により市政府更迭のための政府委員の派遣方が全国議會に要請され、一二月二九日にオランイエが来訪、やがて他の委員も合流して、七八年一月一四日、政府委員四名の立会いの下に市参事 *schepen* の改選が行われた。まず八名の選挙人が選ばれ、その指名によってやはり大半がカルヴィニストかつ新人より成る新市政府（*ムビゼ*が首席市参事 *voorschepen*）が成立し、任期は特例として七九年八月までの一年半余に延長するものとされた。なお旧特権証書類がリールの会計検査院から「木樽二個とトランク一個」に詰めてヘントへ戻されたのは七八年三月二〇日、各ギルドがそれぞれ該当の証書の返還を受けたのは四月二日のことである。

こうして復活したのは、一三〇二年以降、とくに一三六九年前後にほぼ形を整えて一五四〇年まで維持された旧体制である。<sup>⑨</sup>それは市民三分制を前提とし、市政府も市評議會もこの三分制に基いて構成される。つまりヘント市民は三構成員<sup>ドリレゼン</sup>

——概ね地代・家賃等で生活する特権市民 *poorters*、五十三の小ギルド *kleine neeringen*、毛織物織布工の大ギルド *grote ambacht*——に編成され、各小ギルド及び大ギルドはいずれも閉鎖性が強く、それぞれ長老一名と幹事若干名を自主的に選出し、小ギルドの場合は、さらにその全体を統括すべき代表長老 *overdeken* が選ばれた。市財政その他の重要事項を審議する市評議会は、特権市民、五十三小ギルドの長老・代表長老、大ギルドの長老・幹事等によって構成される。市政府は二部局構成をとり、司法・行政を掌る第一部局 *bank van de Keure* と治安担当の第二部局 *bank van Ghe-deele* より成る。各部局十三名の市参事は特権市民三、小ギルド五、大ギルド五の比率で選任され、第一部局の首席市参事が事実上市長の役を務めた。任期は一年（通常八月一日が年度始め）、政府委員団を立会人として毎年改選され、そのために選挙人八名がまず選出された。選挙人は各四名の君主側選挙人 *herenkieser*・都市側選挙人 *stedekieser* より成り、前者は君主（フラーンデレン伯）またはその代理が特権市民中より指名し、後者は前任の市参事が小ギルド・大ギルドのそれぞれから二名ずつを指名した。なお君主権を直接代表したのは代官 *hoofbaljuw* と代官補佐 *onderbaljuw* である。

この中世以来のヘントの政治・社会体制に大鉄槌を下したのがカール五世である。一五三七年の御用金拒否に端を発し、三九年夏に燃え上がったヘントの民衆反乱に対し、カールは仮借なき弾圧を以て応え、四〇年四月末、当市の一切の特権を剝奪していわゆるカール認可状 *Carolinse Concessie* が公布された<sup>④</sup>。その結果、ギルドの市政参加を含む都市自治の基盤であった市民三分制が廃止され、ギルドを整理統合して新たに二十一の職業団体が組織された。反乱の際に皇帝に味方した食肉商・魚商・特権船頭の三職種は例外的に旧特権を保持しえたが、他の団体は加入条件の緩和（親方世襲制の弛緩）を強いられるとともに、幹部選挙等の自治権を失い、各団長 *hoveerste*（＝*overste*）は当該職業とは無縁の名士層 *notabelen*（特権市民の一部上層）の中から代官及び市政府により任命された。市評議会は改組されて名士集會に変わり、その構成員はやはり代官と市政府により任命され、また市参事も、選挙人制度が廃されて専ら名士層から君主が任命し、

市政府は両部局ともヨルクヘル Junkbeer の称号を帯びた閥族の徒が優位を占めることとなった。<sup>⑮</sup>一五七七年一月以降にヘントで展開された旧体制の復活は、こうした屈辱的なカール認可状の全面否定にほかならない。

(2)

ところで、アールスホトら保守派の思惑がはずれてむしろオランイエの傀儡と化したマティアスが執政に就任し、七八年一月二〇日、ドン・ファンに対抗する新政権が発足したが、当政権はすぐさま危機に見舞われた。同月三十一日のジャンブルーの戦がそれである。議会議が惨敗を喫するや、政府と全国議会はアントウエルペンへ移転を余儀なくされ、中央の統制力が弱まるとともに各地でいわゆるパルティキュラリスムの傾向が顕著になった。

ヘントでは、七七年一月以来聖職者の租税・労役免除特権が侵犯され、翌七八年二月には兵士宿泊を修道院に強制するなどの嫌がらせが始まったが、ことに五月以降反カトリシズムの動きが一挙に強まり、四托鉢修道会（アウグスティノ・カルメル・フランシスコ・ドミニコ）がまず槍玉に上がった。各修道院が破壊・略奪の暴行を受け、また幾人もの修道士が男色の嫌疑で逮捕され、拷問の末一人は獄死、六月二八日の判決の結果、三人は答刑後追放、五人（アウグスティノ会二人、フランシスコ会三人）は火刑に処された。<sup>⑯</sup>ついで七月から八月一杯、本格的な反カトリック・テールルが荒れ狂い、托鉢修道会のみならず市内及び近郊の全教会・修道院が兵士や市民による破壊と略奪の対象となり、市門や街角の聖母子像も破壊または撤去された。四托鉢修道会の修道士はほとんど全員が当市を追われ、他の聖職者は平服に着替えて親族・知人宅に身を寄せ、教会・修道院は閉鎖または新教向きに改装され、財産は没収され、略奪器物は競売に付された。

他方その間にヘントでカルヴィニズムが目ざましい普及を示した。ヘント和平後亡命者が続々帰還しつつあったが、七八年二月末に野外説教集会が再開され、五月には議会の警告に反発して市政府はむしろ公然とカルヴァン派牧師の説教を擁護する立場をとり、新教用に改装された教会での最初の改革派礼拝が六月一日に催された。この頃カルヴァン派は激増を示し、やがて七月一三日、十八人委員会及び市参事会の全構成員が改革派礼拝に参列するに至って、今やカルヴィニス

ムは当市唯一の公認宗教と化した。すでに五月六日、代官補佐が更迭されて新たにカルヴェニストがその職に就いていたが、七月一日には司法補佐官・市政府法律顧問等の上級職から最下級の属吏に至るまで市吏員全員が一挙に肅清されて、全職階がカルヴェニストによって占められることになった。ヘント及び近郊の十七の改革派信徒団がそれぞれ代表を送って、最初の地区教会会議を当市で開いたのも七月二十九日のことである。同時にまたブリュヘ・イーペル・コルトレイク（クルトレ）など他のフラインデン諸都市にヘントの軍隊が派遣され、十八人委員会の創設など市政の改革を強制した。それはいわば革命の輸出であり、スイスのカントン制に倣って「新ジュネーヴ」ヘントを盟主とするフラインデン共和国を建設することが、ヘムビゼらの目標であった。なお一〇月六日、旧司教座聖堂付属神学校にて神学二、ギリシア語一、弁証法一、計四講座（翌年へブライ語一講座を追加）より成るカルヴァン派アカデミー（神学部）が牧師養成を目的として開校し、また同月、やはり市当局の援助の下にラテン語学校が旧修道院に開設された。

このようなヘントの情況にオランイエ及び全国議会は深い憂慮を示し、アントウェルペン等の諸都市さえも批判の目をつけ、とりわけオランイエは再三再四警告を発して、中央への分担金納付の遅滞を戒めるとともにヘント和平の侵犯をたしなめたが、ヘントはそれを馬耳東風と聞き流した。不平党 *Malkontenten*（ワロン地方の過激カトリック貴族党）によるメーネン占領（一〇月一日）、またアラスの改革派に加えられた残虐な弾圧（同月二日）はヘントの動向に対するワロン・カトリック勢力の回答を意味するものであったが、しかしそうしたワロン地域的情勢がヘントを一層刺激することになった。<sup>⑬</sup>

七八年秋から冬にかけてヘントの情況を左右する論議の焦点となったのは、とりわけ宗教平和と *Religionstijd* の問題であった。宗教紛争の棚上げを願うオランイエは、監禁貴族の釈放、カルヴァン派独自の政治機関（十八人委員会等）の活動停止を含む宗教平和（いわば諸宗派平和共存）案を練り、すでに七月二日、マティアス及び全国議会の一応の了承を得ていた。<sup>⑭</sup> しかしこの平和案にカトリック、カルヴァン派双方が難色を示し、その受容はどこでも難渋を極めた。オラン

イエはとくにヘントにこれを強制すべく全力を挙げ、八月以降、腹心マルニクス Philippe de Marrix, heer van St. Adegonde、議会使節団、アントウエル、ヘン市長らを次々に当市へ派遣した。ヘントではヘムビゼを初め牧師ダテヌス Pieter Dathenus 及びモデト Herman Modet を中心とする過激カルヴァン派が、「礼拝の多様は民衆の中に争いと不和をもたらし、その故に一つの信仰、一つの教義のみが許されるべきである」との見地からあくまで宗教平和の受容を拒み、一〇月初旬、イギリス女王の傀儡で狂信的カルヴィニストたるファルツ伯ヨハン・カジミルを招いて後楯とし、やがてオランイエに対するあからさまな個人攻撃さえ口にするに至った<sup>②</sup>。これに対抗してレイホーフエを戴く穏和カルヴァン派は、多くのカトリック教徒とともにオランイエの宗教政策に同調する構えを示し、こうしてヘント自体の中で、主にギルドの支持を期待する過激派と特権市民層を主たる背景とする穏和派（オランイエ派）との対立が表面化した。

一月一八日、レイホーフエはヘムビゼの監禁を策して失敗し、そのため両派の緊張は一触即発の危機をはらんだが、この混乱に終止符を打ったのはオランイエの来訪である。モデトは事前に当市を去り、ダテヌスも暫時ドイツに逃れた。市評議会の要請に応じて一二月二日、オランイエは自らヘントを訪れ、ヘムビゼ一派の妨害を排し、市政府及び市評議会代表と協議を重ねた上、ようやく同月二七日、宗教平和が布告された。教会外での宗教行列を禁じ、聖職者への財産還付も一部分に留めるなどカトリック側に不利な内容を含んでいたが、ともかく新旧両宗派にそれぞれ六つの教会または礼拝堂を配分し、両宗派の牧師・聖職者には市政への容喙、平和攪乱の説教を禁ずるとともに、両宗派それぞれ四名ずつ、計八名の平和監視委員会が設けられた。翌七九年一月一日、ミサが再開され、一見万事平穏の中にカジミルが去り、オランイエも同月一九日、当市を離れた。

## (3)

だが宗教平和はすぐさま犯され、反故となる。七九年二月四日にヘントがユトレヒト同盟に加入して後、早くも三月、社会的性質をも帯びた激しい反カトリック・テルールが再開されたからである。三月一〇日から翌日にかけて、説教中の



カトリック聖職者が教会から追い出され、教会・修道院が略奪に晒され、十数人のカトリック教徒が捕えられた。同月下旬にはカトリック礼拝が禁止され、さきに宗教平和受諾とともに中立地域へ移送すべく一旦デンデルモンデに護送されていた監禁貴族たちも、三一日に再びヘントへ連れ戻された。ついで四托鉢修道会は追放処分を受け(四月八日)、新教徒に無用の教会・修道院は閉鎖または取り毀された。コルトレイク・アールデンブルフなど近隣諸都市への革命の輸出も再開され、六月半ばの監禁貴族逃亡事件で激高した世論を背景に、七月には、従来オランイエ派の手中にあったアウデナールデもヘントの軍事介入により宗教平和を蹂躪された。しかもヘムビゼは七月七日、まず民兵 *Burgerwacht* ②の全部隊に、ついで九日、市の参事・吏員全員に対してカルヴィニスム信奉の宣誓を強要する。こうした過激化に再び不安を覚えた穩和派は、ヘムビゼ解任と市政の転換を前途にひそかにオランイエと連絡をとり、一時はヘムビゼをレイホーフ邸に監禁した。しかしこの策動は民衆の圧力の前に潰え、結局巧みに機先を制したのはヘムビゼであった。七月二十七日、当年の市参事改選立会いのための来意を告げるオランイエの書簡が届き、その諾否をめぐって過激・穩和兩派が激しく応酬したが、翌二八日、ヘムビゼはギルドの支持を恃み、軍隊を動員してクーデタに打って出る。つまり恒例の予定日を繰り上げ、しかも政府委員の立会いも選挙人の選出も抜きで——ヘムビゼの弁明によれば、由々しい陰謀に対するやむをえぬ予防措置として——非合法的な市政府更迭を強行する。まさに「兵士どもが政府委員を務め、牧師たちが選挙人であった。」③こうして成立したヘムビゼ首班の新市政府が、ほぼ全員過激派から成っていたことはいうまでもない。ヘントの過激派独裁はここに完成したかに見えた。

しかし思いもかけず、新任市参事たちは選任手続の不備を理由に宣誓を拒否し、また市評議会ではとくに特権市民が新市政府を黙殺する態度に出た。そこへ八月二日、来意を告げるオランイエの書簡が再び届き、市評議会は——その三構成員の歩調が必ずしも十分に揃わなかったが——オランイエの意向に従うことに決した。やはりヘムビゼやダテヌスの猛烈な妨害はあったものの、八月一八日、オランイエが迎えられる。翌々二〇日、今度は正規の手続を踏んで改めて市参事改

選が行われ、オランイエ派より成る新市政府が誕生する。ダテヌスはまたしても事前に逃亡し、ヘムビゼはそれに失敗したが、牧師や民衆の援護活動も効なく、八月二十九日、ファルツへ向けて亡命を余儀なくされた。<sup>④</sup>やがて一月五日、十八人委員会もついに解散した。

(4)

ヘムビゼに象徴される過激派の嵐は一旦収まり、レイホーフエ(八〇年九月一日、ヘント代官に就任)の指導下にヘントは小康期を迎えた。だがヘント内外の情況が平穩に帰したわけでは決してない。反カトリック・テールルは断続的に激発し、八〇年二月一日、洗礼・婚礼の執行を改革派教会のみに限るとの布告が出て、カトリック礼拝は事実上禁止された。他方この頃からスペイン軍の脅威が日増しに強まった。八〇年二月にコルトレイク、八一年一月にトゥルネ、八二年七月にはアウデナールデが次々に陥落した。加うるに、フランス王弟アンジュー公フランソワの擁立とその破局をめぐってレイホーフエの指導性が鼎の軽重を問われるに至った。

そもそも外国の支援を反乱成功の不可欠の条件と確信するオランイエは、アンリ三世の援助を目当てにすでに七六年末以来アンジューと接触していたが、ようやく八〇年九月、全国議会とアンジューの間に、議会主導型の制限君主制の枠内でアンジューを君主としてネーデルラントに迎える協定(ブレシ条約)が成立した。八一年三月のマティアス辞任、同年七月二六日の全国議会によるフェリペ廢位決議は、新君主を迎えるに先立ってのいわば事務的手続にほかならなかったのである。ともあれアンジューは八二年二月、アントウェルペンに赴任し、八月二〇日にはヘントを訪れて正式にフラインデレン伯位を承認され、かつ当年の市参事改選に立会った。だが実をいえば、アンジューは招かれざる客に等しかった。カトリック教徒の王子、しかもヴァロワ家と結びついたサンバルテルミの血生臭い記憶も人々の脳裡からまだ去っていない。加うるに南部諸州、とりわけフラインデレンには伝統的に根深い反仏感情が底流する。新君主への不信は、その擁立に奔走したオランイエへの不信に連なる。

この不信はやがて一挙に憤激にまで高まる。君主権を大幅に制限され、周囲の疑惑の目の中で孤立感を深めたアンジュールがアントウェルペンなど若干の要地の軍事占領を策し（八三年一月一七日のフランス兵狂暴 *Franse furie*）、それが惨めな失敗に終わったからである。今や四面楚歌のアンジュールにオランイエはなおも執着を見せたが、ヘントでは同年二月八日、市評議会がアンジュール否認を決議し、六月一八日、フラーンデレン州議会も同趣旨の決定を下した。その間にレイホーフェは権威を失ってヘントを離れ、彼本来の拠点デンドルモンデに拠ることとなり、またオランイエも七月下旬、アントウェルペンを去って北部へ移った。

(5)

ヘントではかつての指導者——カルヴィニスムの激越な守護者たるとともに名うてのフランス嫌い——が改めて想起される。七月初旬、ヘントの使節がファルツへ派遣される。八月一四日、市参事改選に当たって不在のヘムビゼが民衆の歓呼の中で首席市参事に選任される。一〇月二四日、ヘムビゼが帰還し、狂瀾を既倒に廻らすべく市参事会へ最後の説得に当たっていたレイホーフェは、命からがら脱出してデンドルモンデへ帰る。

だがヘントはすでに抜き差しならぬ苦境に追い込まれていた。予めカルヴィニスム擁護の熱意とフランスへの憎悪を公言してフラーンデレン州総督に就任したばかりのシメ Charles de Croy, prins van Chimay (アールスホトの子息) が逸早くスペイン側を通じ、そうした変節が蔓延する混乱情況の中でスペイン軍のヘント包囲網がいよいよ縮まり、しかも市内に多数の近郊農民が流入して食糧不足が深刻になっていいたからである。一二月一日、近傍のアールストが敵の手に落ちる。自らの紋章入りの貨幣を鑄らせるほどの勢威を誇ったヘムビゼその人の変節が表面化したのは、この苦境の中でのことである。八四年二月一六日、ヘムビゼは市吏員の更迭を断行する。先年とは逆にカルヴィニストを罷免し、カトリックを以てこれに代える。三月初め、市評議会の議に基いて敵将バルマ公アレサンドロ・ファルネーゼとの和平交渉が一旦は開始され、ヘムビゼのこの政策転換を刎頭の友ダテヌスが——同僚牧師連の憤激を買ってまでも——支持する。しかし

ついにヘムビゼは、ヘントの破局に先んじて自らの墓穴を掘る。デンデルモンデ挾撃を目論む敵軍との共謀が発覚して、三月二三日、彼は逮捕され、やがてオランジェ暗殺(七月一〇日)の報が届いて間もなく、八月四日、処刑台の露と消えた。その間に講和派・反講和派の対立が激化し、ことに五月十五日、「講和、講和!」「宗教、宗教!」と叫び合う両派の乱闘事件が起こり、反講和派が一旦は講和派を制して徹底抗戦の構えを示した。だが戦局はいよいよ急を告げ、すでに四月七日にイーペル、ついで五月二〇日にブリュヘが陥落し、レイホーフ<sup>③</sup>が見棄てたデンデルモンデも、八月一八日、スペイン軍の手に帰した。今や万事休したヘントは、九月初めパルマとの交渉の再開を余儀なくされ、同月一七日、ついに開城して敵の軍門に降った。

以後ヘントではカトリシスムの再建、新教徒の亡命が始まり、また市政組織は大筋においてカール認可状のそれに復帰した。一月一五日の改選では、新市参事は専ら名士層の中から君主によって任命され、当然全員がカトリックであった。同時に代官の権限が著しく強化されて、君主権が市政に直接容喙することになった<sup>④</sup>。カルヴァン派独裁とともに一時復活したヘントの旧自治体制は、こうして跡形もなく潰え去ったのである。

- ① 本館の叙述は主として次の文献に拠る。V. Fris, *Histoire de Gand*, Bruxelles 1913, pp. 218-240; H. Pirenne, *Histoire de Belgique*, IV, 3, éd., Bruxelles 1927, pp. 61-189, esp. 126 ff.; G. Malengreau, *L'Esprit Particulariste et la Révolution des Pays-Bas au XVII<sup>e</sup> siècle*, Louvain 1936, esp. pp. 64-80, 129 ff.; R. van Roosbroeck, *Geschiedenis van Vlaanderen*, IV, Brussel 1939, pp. 195-225; H. A. Erno van Gelder, *Revolutionnaire Reformatie*, Amsterdam 1943, pp. 45-79, 106-131, 158-174; H. van Waverke, *Gand. Esquisse d'histoire sociale*, Bruxelles 1946, pp. 78-86 (ノットン語改訂版 *Gent. Schets van een Sociale Geschiedenis*, Gent 1947, pp. 75-82); *Algemene Geschiedenis der Nederlanden*, V, Utrecht 1952, pp. 75-173, esp. 105 ff.; A. Despretz, *landen*, V, Utrecht 1952, pp. 75-173, esp. 105 ff.; A. Despretz, op. cit., pp. 119-229.
- ② この頃までレイホーフの経歴はほとんど不明であるが、一五七六年、デンギンデ駐屯のドイツ人傭兵との折衝を委ねられてその解散に貢献して翌年八月、この町の代官職に就いた。彼の伝記は J. P. Fredericq & H. vander Linden, *Kethulle* (Francois de la), in: *Biographie Nationale*, X, Bruxelles 1888-1889, pp. 18-19.
- ③ ヌーネの註に引く *Ibid.*, pp. 711-714; *Nève de Méver-gnies*, op. cit., pp. 18-19.
- ④ 七八年五月以降御用邸 *Prinsenhof* に移った。同年一〇月四日、ケネスは処刑。十一月二九日、ムスタルンは獄死。翌七九年六月一五

日、ズウヰンヘムらは脱走、ブリッヘン・イーメル両司教は八一年八月一日、人質交換で釈放された。

⑨ 拙稿「ガンの和平四〇〇年」『西洋史学』一〇八輯（一九七八）参照。

⑩ Frederiq & Vander Linden, op. cit., pp. 710-711.

⑪ ターベタキの前後の経緯については C. H. Th. Bussemaker, De afscheiding der Waalse gewesten van de Generale Unie, I, Haarlem 1895, pp. 183-215.

⑫ 通常この委員会を混同されるものに軍事委員会 Krijgsraad がある。テスブレンによれば、それは恐らく十八人委員会に、その成立の二週間後に付設された特別委員会であって、市の防衛工事（八一年に完成した新市壁の建設）、民兵の指導監督、内外人傭兵の募集・管理がその任務であった。Desprez, op. cit., pp. 167-169. なおこの防衛工事・民兵問題を論じたものは A. Desprez, Stadsversterkingen en burgerwacht tijdens de instauratiejaren der Gentse Calvinistische Republiek (1577-1579), in: Handelingen der Maatschappij voor Geschiedenis en Oudheidkunde te Gent, Nieuwe Reeks XX, 1966, pp. 3-18 がある。

⑬ 市役職の経験者として確認できるのは十八名中四名だけである。Desprez, De instauratie, p. 136.

⑭ 君主側選挙人四名中カトリック三名、カルヴァニスト一名、都市側選挙人四名は全員がカルヴァニスト、内二名は十八人委員会委員。Ibid., p. 143.

⑮ 新市参事二十六名中、カトリックであることが確認できるのは僅か一名、少なくとも十九名はカルヴァニスト、内十一名は十八人委員会委員、また二十六名中十二名が市参事職未経験者。Ibid., pp. 136, 144-145.

⑯ Bernardus de Jonghe, Chensche Geschiedenissen ofte Kroy-

nyke van de beroerten en ketterye binnen en ontrent de stradt van Gend sedert het jaer 1566 tot het jaer 1585. II, Gent 1752, p. 13. (ただし頁の数字は筆者の参照した一七八〇年版による。一七五二年版とは若干のずれがある)

⑰ 旧体制については Van Werveke, op. cit., pp. 48-61. (フランス語版 pp. 45-58)

⑱ この反乱の経緯については H. Pirrenne, Histoire de Belgique, III, 4. éd., Bruxelles 1953, pp. 117-128. なおカールは反乱再発防止のため聖アン（ハヴォン）修道院跡にスペイン軍城塞 Spantjaardasteel を建設した。アントに比べて屈辱の象徴たるこの城塞は七七年八月以降取り壊され、その一部は新市壁に組み込まれた。

⑲ Van Werveke, op. cit., pp. 73-75. (フランス語版 pp. 70-72)

⑳ 五修道士処刑の詳細については Nève de Mévergnies, op. cit., p. 31 n. 16; E. de Moreau, Histoire de l'Église en Belgique, V, Bruxelles 1952, p. 200.

㉑ フリヤンは七八年三月二〇日、レイホーンヌの手で占領され、直ちに十八人委員会を設け、市政府が更迭された。コルトレイクも三月一三日に同じくレイホーンヌが占領し、四月に十八人委員会設置、六月に市政府更迭。イーメルは七月一日以降、アント軍の占領下に置かれ、やはり十八人委員会が設置された。ブリッヘン占領の詳細については Frederiq & Vander Linden, op. cit., pp. 714-715; Nève de Mévergnies, op. cit., pp. 28-29.

㉒ 例えは七八年九月二七日付メント宛書簡 (Malenghean, op. cit., p. 130)、同年一〇月四日付フランケンレン州議会宛書簡 (Ph. Kerwyn de Lettenhove, Documents inédits relatifs à l'histoire du XVI<sup>e</sup> siècle, I, Bruxelles 1883, pp. 239-243)。

㉓ 一〇月四日「監禁中のジャン及びハック Jan de Visch (ハンク

ルミュンステル代官) が処刑されたのは、不平党のメーネン占領への報復としてであった。処刑の詳細は Fredericq & Vander Linden, op. cit., pp. 716-718; Nève de Mévergnies, op. cit., p. 36 n. 19. ③ 三十条から成るJの平和案の全文は Haeveryn, op. cit., Appendice II, pp. 235-244 に収録されている。

④ 七八年九月、議会の要請に対する十八人委員会(De Jonghe, op. cit., p. 51)。

⑤ モゼトは、カトリシズムは偶像崇拜であり、カトリック教徒は数年前に新教徒を火刑に処したのだから命が助かるだけで満足すべきであると説き(一月九日)、ダテヌスは、カトリシズムの許容は無神論的所業であり、オランイエはシャツを着替えるように宗教を替え、実利を以てわが神となす不信心の輩であると言明した。

⑥ 詳細は Fredericq & Vander Linden, op. cit., pp. 720-721; Nève de Mévergnies, op. cit., pp. 39-41.

⑦ “Papenbloet, Ryckemans goet” (聖職者の血、分限者の富) がナールへの合言葉であった。Ph. Kerwyn de Lettenhove, Les Huguenots et les Gueux, Y. Bruges 1885, p. 337.

⑧ 七七年一〇月末、全市民(成年男子)に警備出動の義務を課し翌年には八連隊編成、各連隊内各部隊の兵員百二十と規定されたが、デスプレツの推定では、現実には部隊長二十五名、従って総員三千ほどの規模であったらしい。ただし七九年三月には部隊数が三十に増強された。Despretz, Stadsversterkingen, pp. 14-17.

⑨ 「一か月來当市に、市の自由と特權を損う密議が重なられてゐたことが露見しました。……この「市参事」選挙は通常決まりの日時にやや先立って行われたとはいへ、重立った謀議参加者の一人の口から上記の不埒な計画が四日以内に実行に移されると聞いたために、そのような仕儀に立ち至ったことは明々白々であります。……公益、な

かんずくわが自由と宗教の護持以外に全く他意のないわれらの所業と職務に中傷を加えるべく参上した誹謗者、今なお参上する誹謗者どもに、閣下が信を置き給ひおぼゆる希望し奉る。」(くもろせのヘーヤン市政府宛書簡) Ph. Kerwyn de Volksrechtse & J. Diegerick, Documents historiques inédits concernant les troubles des Pays-Bas, 1577-1584, I, Gand 1847, pp. 430-436.

⑩ De Jonghe, op. cit., p. 163.

⑪ 二十六名中市参事職経験者は七名(うち重任五名)。Despretz, De instrauctie, p. 152.

⑫ 非合法改選で選ばれた市参事で留任しえた者は五名だけであった。Ibid., pp. 154-155.

⑬ 詳細は Nève de Mévergnies, op. cit., pp. 44-46.

⑭ フンジドーを受け入れるならば「くもろの压制下から一層耐え難いフランスの压制下に陥ることとなる」ところのがくもろの見解であった。J. C. H. de Pater, De Tachtigjarige oorlog (Geschiedenis van Nederlanden, III), Amsterdam 1936, p. 269.

⑮ 詳細は Fredericq & Vander Linden, op. cit., pp. 729-730; Nève de Mévergnies, op. cit., pp. 57-59.

⑯ 七月二日にデンゲルモンデを離れ、やがて北部に逃れてオランイエの葬儀に立ち会い、一時イギリスに渡って女王の庇護を期待したが効なく、翌入五年六月一日、ナールにて没したといわれる。Fredericq & Vander Linden, op. cit., pp. 732-733; Nève de Mévergnies, op. cit., pp. 63-64. なお密英中に執筆した「弁明」Apologie は Ph. Kerwyn de Lettenhove, op. cit., pp. 314-369 に収録されている。

⑰ 枢密評議会は九二年三月六日、ヘント市参事会に代官がつねに首席として出席することを定めた。Fris, op. cit., p. 238.

以上のヘントのカルヴァン派独裁に關して、従来の諸研究は概して扱いが冷淡であり、評価が否定的である。それはオランダ・ベルギー両国の研究者の宗教的または国民的（そしてまた民族主義的）立場が時に微妙に、時に露骨に反映して、カトリック系の史家はいうまでもなく、オランダのプロテスタント系史家ととも、オランイエの怒りをも買ったあの過激さを俄かに容認し難いからであろう。例えば、ヘント和平の結果折角成立を見たいわば国民統一戦線を分裂に導いた責任は一体誰が負うべきか、ヘントの独裁かそれともワロン不平等かという論点についても、前者こそがワロン諸州の離脱を促し、ひいては南北ネーデルランドの分離を招いた元凶であると断ずる史家が一般である。

もっともヘントに多少とも同情的な論調の史家がいなわけでない。例えばH・A・エノ・ファン・ヘルデルがそうである。ヘントの独裁を必ずしも是認してはいないが、その指導者を無闇に非難せず、過激性に同情的な解釈を施し、不平等との關係を相互の相乗作用として説明し、文化面にはむしろ積極的な評価を加えさえる。レイホーフエとヘムビゼは「力強く、敵を容赦せず、わが目的（個人的勢威、暴君・教会との闘争）に向かって直進する人物」<sup>①</sup>であり、ヘントが近隣諸都市へ影響力を行使したのは「わがことだけを念頭に置けばよかつたのでなくて、フラインデレンの首邑たる自負を<sup>②</sup>持っていた」からであつて、軍事面でも経済・文化面でもその義務を果たそうとしたからである。「革命は大衆運動である」から暴力は付きものであり、ことに動機が宗教にある場合、「新しい信仰の告白は文字通り生死の問題であつた」が故に過激な暴力性は不可避の現象といわねばならない。<sup>③</sup>いわゆる「冷静な北部」と「狂奔のフラインデレン」の対照は国民性の差異によるのではなく、「危険・抵抗の遠近と大小が後者の激越と前者の好運を決定づけた」<sup>④</sup>のである。ワロン諸都市のカトリック反動を呼び起こしたのは確かにヘントの挑発であつたが、しかし不平等の「存在と威圧が相手方（フラインデレン・ブラバント諸都市の改革派）の心情をいかに刺激し、当然のこととして反カトリック行動に奔らせたことか

！」<sup>⑤</sup>ヘントでは説教・礼拝集会がきめ細かい配慮の下に組織され、牧師養成のための教育施設も整備された。「かくてヘントは反カトリシズムの激しさだけでなく、偉大で有益な建設的業績によってもまた、南部プロテスタンティズムの中心たるに値するものとなった。」<sup>⑥</sup>

だがこうした論調はほとんど例外である。例えばV・フリスは、「彼〔ヘムビゼ〕とダテヌスはその分離主義政策とフアナティスムによって南部諸州の喪失とヘントの破滅との原因であった」と断じ、H・ピレンヌは、ワロン諸州の離脱の因がワロン系・フラマン系の民族的葛藤ではなくて信仰上の争いであったとしつつ、ヘントの「過激行動が大半のワロン諸州でカトリック反動を呼び起こした」<sup>⑦</sup>のであり、ヘントが一旦宗教平和を受容したとき、ヘントと不平等、ひいては全国議会と不平等の和解の可能性が開けたのに、それを押し潰したのはヘントのユトレヒト同盟加入、続く過激派独裁の再開（宗教平和侵犯）であったと論ずる。<sup>⑧</sup>またバルティキュリスムをいわばキー・ノートに反乱の経緯を考察するG・マラングローによれば、ヘントは「革命を躓かせたバルティキュリスムの恐らく最も顕著な事例」<sup>⑨</sup>であるが、ただし責められるべきはヘントだけでなく、ワロン貴族のバルティキュリスムも同断である。だがやはり「ヘント市民の態度は諸悪の根源」<sup>⑩</sup>であり、「彼らの卑俗な精神、中央政府の指令への不服従は、整然たる反スペイン行動を全く不可能にし、まさにそのことによって革命運動を失敗に終わらせたのである。」<sup>⑪</sup>またJ・C・H・デ・バートルは、ワロン諸州の「憤懣は長い間ただ口論か局地的衝突に留まっていたのに、ヘントの狂信がついにそれを爆発させた」<sup>⑫</sup>と述べ、ディーツ（フラーマン）系諸州の連帯を重視する民族主義者R・ファン・ロースブルクは、ピレンヌらとは逆に「ワロン地域の離脱にフラーマンとワロン諸州との〔古来の民族的な〕対立が作用したことは確かである」とし、ヘントの狂信のためにフラーマンがブラバントとさえ袂を分かち、ディーツの連帯が破れたことに遺憾の意を表する。<sup>⑬</sup>

冒頭に引用したネーヴ・ド・メヴェルニの著作もまた以上の論調の埒内にある、というよりも露骨な宗教的偏見に満ちた最悪の一例である。カトリシズムの権威失墜を招いたスペインの政策的失態、その当事者フェリペ二世やアルバラも容



赦なき筆誅を免れていないが、当然ながら攻撃の筆鋒は誰よりもヘムビゼとレイホーフエ、とりわけ前者に向けられる。レイホーフエは政治的・軍事的指導力に乏しく、時に残忍な行為に奔り、ことに甚だ貪欲であったが、その棄教はスペインを憎む愛国心に発しており、味方（オランイエ）への信義に厚く、人柄も恕しうるところなしとしない。だがヘムビゼに至っては、専ら個人的野心のためにカトリシズムを棄て、野心の実現のためには手段を択ばず、民衆の最低の本能に訴えて略奪を教唆し、兄弟・従兄弟ら身内の者を市参事会に送り込んでわが身の安全を図り、まさに「憐れみにも赦しにも値せぬ不吉な男」<sup>⑮</sup>である。こうしてワロン地域の離脱、ヘントの破滅、南部プロテスタントイスムの破局など一切の責任がこれら兩人に帰され、ヘントの事件全体が忌むべきエピソードとして片付けられる。

オランダ・ベルギー以外の欧米諸国の研究者の中にむしろ注目すべき所見が見られる。ヘントなどの諸都市が偏狭な地方的パルティキュラリズムに奔って中央への協力を拒んだ時期（一五七八—一五八〇年の「民主的局面」）は、スペインからの解放という観点からすれば何ら積極的な意味を持たないと断ずるG・グリフィス（ワシントン大学）<sup>⑯</sup>は論外としても、つとにドイツのL・デルフォスは一般の論調に挑戦する新解釈を呈示し、H・G・ケニグズバーガー（コーネル大学）は斬新な視角を導入する。デルフォスによれば、ヘントのデマゴグたちの過激行動がワロン・カトリックの憤激と離脱を招いたと一般に主張されているが、「この解釈は全然正しくない。実際は逆であった。フラインデレンのカルヴァン派の憤激を買い、その不満の爆発を準備したのはワロン側の離反現象であり」、ワロン貴族の離反傾向はすでに七八年一月に始まっていたのである。ことに同年秋、ヘントをして全国議会使節団との宗教平和交渉を拒否せしめ、議会への分担金納付を停止せしめたのはアラスの無法な流血裁判であった。ケニグズバーガーは一六世紀の革命党（ジャコバンや二〇世紀の全体主義諸政党的原型）としてフランスのユグノー、リーグ、ネーデルランドの乞食党（ヘーゼン）を取り上げ、いずれも少数派ながら宗教を通して民衆を動員し、宗教組織を土台に政治的組織を発展させ、貴族の加盟により組織の軍事化を達成したのであって、こうした革命党の存在こそが革命成功の前提であると説く。ヘントの場合もその例に洩れない。「有能

で野心的なレイホーフェ卿とヤン・ファン・ヘムビゼ」に指導されて「ヘントは手工業者革命のリーダーとなったが、しかし今回は〔一四世紀の〕アルテフェルデ〔父子〕も羨むような革命組織の助けを借りてであった。厳格な組織を通してのみ、今やヘント市民は成功の希望を抱くことができた。」ワロン貴族やオランイエと対立したため致命的な結果を招いたが、ヘムビゼの変節は「革命運動末期に特有の現象として、革命運動内部の権力闘争が今や共同の敵との戦い以上に重大化した」からである。<sup>②</sup>

欧米の史家一般と対照的に、当事件に独特の肯定的評価を与えるのはマルクス主義史学である。ソビエト科学アカデミー版『世界史』によれば、一六世紀のネーデルランドでは「全体としてみると、封建社会の内部に資本主義的諸関係が成立」<sup>③</sup>していて、「封建制度を転覆し、国内の封建的秩序の砦である外国イスパニアの支配をくつがえすことのできるのは、ブルジョア革命と独立戦争しかなく」、その先頭に立ったのは「ブルジョアジーの革命的分子」、主要な推進力は「農民と都市の平民」であった。ヘントでは「最も激烈な社会・政治闘争が燃え上がった。」「革命的ブルジョアジーの代表者たち」に指導されて、ヘント市民は「全国議会の政策〔保守的ブルジョア路線〕を支持しながらず」「農民と同盟して貴族に反対した」が、オランイエ派（貴族との同盟を熱心に支持する大商業ブルジョアジーの意思の代行者）の政策が「独立を求める広範な人民大衆の闘争を弱める結果となり」、ヘントのブルジョア民主主義独裁もスペインの圧倒的な軍勢力の前に崩壊を余儀なくされた。それは基本的には、とくに南部諸州で「ブルジョアジーがまだ政治的に未熟な階級であった」からである。<sup>④</sup>

同じくマルクス主義者で、独立戦争は「首尾一貫した過程を成し、全体としてブルジョア革命の諸指標を管めつくした」<sup>⑤</sup>と評しながらも、ハンガリーのT・ウィトマンの見解はかなりニュアンスが異なる。その相対的に柔軟な解釈は、いわば西欧史家との対話の可能性を模索するかのようである。ヘントの独裁についての彼の見解はこうである。「ワロン人の離脱に動機を与えたのはヘントの諸事件ではなく、「逆にブリュヘその他の南部要地の軍事防衛を固めるようヘントに

仕向けたのはワロン反革命組織であった。<sup>②</sup>「ヘムビゼは「並み以上の人物、当時ヘントが負っていた諸課題に深い理解を持っていた男」<sup>③</sup>であり、その恐怖政治は「保守的指導者（オランイエ派）」と反革命との妥協の道を塞ぎ、「反革命勢力（アラ同盟）を排除した点でむしろ進歩的機能を果たし、またヘントの軍力はスペイン軍に作戦変更を余儀なくさせて、南部諸州の屈服を何年か遅らせ、その結果北部諸州はユトレヒト同盟の枠内で自己防衛を固める貴重な時間的余裕を与えられた。この意味で、「南部で進行した過程は、北部で展開した諸事件と結び合っ初めて一種のブルジョア革命を構成したといえよう。」<sup>④</sup>だがヘントの独裁そのものは、ソ連史学の説くようなブルジョア民主主義独裁では決してない。そこには「客観的条件、つまり固有の利益を追求する革命的ブルジョアジーも、また主体的条件、つまりヘムビゼとその一派の一貫した「反封建」政策も欠けていた。」「過激主義が自己否定に墮した」のはその故であり、ヘムビゼの変節は「早熟的ブルジョア革命通有の現象」である。<sup>⑤</sup>過激派の社会的基盤は、政治的立場の動揺しがちなギルド・オリガキー（ギルド幹部）にあり、民衆に依存したのはそれが必要な場合だけに限られ、ヘムビゼも牧師たちも貧しい人民の要求の代弁者ではなかった。<sup>⑥</sup>農民との軍事同盟も初期には見られたが、ことに七九年初頭以降ヘントと農村の対立が深まり、ヘムビゼ自ら軍隊を送って農村を攻撃し、非協力と見られる農民を敵視した。<sup>⑦</sup>なるほど反カトリック・テルールは激烈を極めた。だがそれも「封建制とそれを支える外国絶対主義の一掃……と歩調を共にしない限り、革命ブルジョアのテルールの要素とは見なされない。」<sup>⑧</sup>他方オランイエ派は「一方では啓蒙絶対主義、他方ではボナパルティスムの諸特徴を早くも示する方策」<sup>⑨</sup>を用いて反革命との妥協に狂奔し、その宗教寛容理念も当時の情況下では「革命勢力の武装解除に役立っただけである。」<sup>⑩</sup>しかしオランイエ派については慎重な評価が必要であらう。オランイエは「封建的ナシヨナリスムの特殊ネーデルランド型の典型でさえあった」<sup>⑪</sup>にせよ、国民的闘争への献身は終生変わらず、その一派はとくに七六年初秋から翌年初にわたり国民的結集に尽力して進歩的役割を演じ、また寛容理念がイデオロギーの歴史の上で占めた重要性までも否定はできないからである。<sup>⑫</sup>要するに資本主義が未成熟で、保守的な都市貴族の力が強く、従って革命的ブルジョアジーを欠いてい

たこの段階の独自性は、過激派にせよオランイエ派にせよ、「いずれも文句なく進歩の立場を代表することなき内部諸勢力」が相互に抗争を繰り返した点にある。<sup>⑧</sup>

なおA・デスプレツ『ヘントのカルヴァン派共和国の建設』はブリュセル及びヘントの国立文書館、とりわけヘントの市文書館所蔵の史料を検索し、ファン・カンペーネ Van Campene 兄弟の日記やヤン・ファン・デ・フィフェーレ Jan van de Vivere の年代記等の二次史料にも批判を加えた上で物した着実なモノグラフであるが、元来はヘント国立大学に提出した修士論文なるが故の限界を免れていない。史的評価が未熟、というよりそこにウィトマン説の影響が余りにも強い。ヘントの独裁はオランイエの宥和路線に対して進歩的要素を代表し、その功績は北部に時を稼がせた点にあり、ヘムビゼの変節は革命一般に通例の現象である、等々。そしてヘムビゼについて次のように論評する。彼は確かにデマゴグであったが、いわゆるようなエゴイストではなく、ヘントの昔日の栄光を夢み、「新ジュネーヴ」の再興を心から願ったのであり、錯綜する政治的・社会的・宗教的諸力によって翻弄されたこの人物については、一層慎重な再評価が望まれる。<sup>⑨</sup>

- ① Enno van Gelder, op. cit., p. 51.
- ② Ibid., pp. 56-57.
- ③ Ibid., p. 175.
- ④ Ibid., p. 178.
- ⑤ Ibid., p. 62.
- ⑥ Ibid., p. 67.
- ⑦ Fris, op. cit., p. 236.
- ⑧ Pirenne, *Hist. de Belgique*, IV, pp. 136-138.
- ⑨ Ibid., p. 136.
- ⑩ Ibid., pp. 152-153.
- ⑪ Malengreau, op. cit., p. 64.
- ⑫ Ibid., p. 73.
- ⑬ Ibid., p. 80.
- ⑭ De Pater, op. cit., p. 257.
- ⑮ Van Roosbroeck, op. cit., pp. 206-207. ノン・ローズブルックの民族主義的視角は大ネーデルラント主義者 P・ヘイルのそれに近い。ヘイルによれば、宗教的動機が何より重要であったことはいうまでもないが、それがすべてでなかったことは「ワロン地域の「離脱が民族的境界に正確に一致し、その直ぐに明白となる」」P. Geyl, *The Revolt of the Netherlands (1555-1609)*, 2. ed., London 1958, p. 174.
- ⑯ Nève de Mévergnies, op. cit., p. 14.
- ⑰ G. Griffiths, *The Revolutionary Character of the Revolt of the Netherlands*, in: *Comparative Studies in Society and His-*

tory, II, 1960, pp. 452-472.

⑧ L. Delfos, Die Anfänge der Utrechter Union 1577-1587, Berlin 1941, p. 71.

⑨ Ibid., p. 117.

⑩ H. G. Koenigsberger, The Organization of Revolutionary Parties in France and the Netherlands during the Sixteenth Century, in: The Journal of Modern History, XXVII, 1955, pp. 335-351, esp. 344-345. なお本稿の論旨は関連して「ヨーロッパ」の次の指摘を注目した。一般に民衆運動が敗北に終わったのは「ヨーロッパの伝統的社會・政治構造がなお余りにも頑健であつた」統制支配階級がなお余りにも生命力に溢れつゝた」からであつた。「彼らが有効な挑戦を受けるのはやがて二百年の歳月を要した。」  
Ibid., p. 351.

⑪ 邦訳『世界史』中世 6 (一九六四) 三九七—四三三頁。

⑫ T. Wittman, Quelques problèmes relatifs à la dictature révolutionnaire des grandes villes de Flandre 1577-1579, Buda-pest 1960, p. 3.

⑬ 「ネーデルラント革命を貫く諸法則を明確にするためにはプロテスタント主義、非マルクス主義史家の相互協力が課せられ」 T. Wittman, Les Gueux dans les «bonnes villes» de Flandre (1577-1584), Buda-pest 1969, p. 8.

⑭ Wittman, Quelques problèmes, p. 19; do., Les Gueux, pp. 252-

253, 258.

⑮ Wittman, Les Gueux, p. 176.

⑯ 七八年十一月、ヘネーは攻撃をフロンテンに向けるが、フロンテン方面に向けるかの選択を迫られ、前者の予想される困難(諸都市の抵抗)を以ての理由で後者の作戦を決意した。L. van der Essen, Alexandre Farnèse, II, Bruxelles 1934, pp. 71-72.

⑰ Wittman, Quelques problèmes, pp. 34-35; do., Les Gueux, pp. 400, 408.

⑱ Wittman, Quelques problèmes, p. 36; do., Les Gueux, p. 309.

⑲ Wittman, Quelques problèmes, pp. 27-28.

⑳ Wittman, Quelques problèmes, pp. 28-30; do., Les Gueux, pp. 280-283.

㉑ Wittman, Quelques problèmes, p. 28.

㉒ Ibid., p. 8.

㉓ Ibid., p. 21.

㉔ Wittman, Les Gueux, p. 337.

㉕ Wittman, Quelques problèmes, p. 36; do., Les Gueux, pp. 216-217.

㉖ Wittman, Quelques problèmes, p. 36; do., Les Gueux, p. 382.

㉗ Desprez, De instauratie, pp. 155-156, 229.

### 三

ヘントの独裁がカルヴァン派の過激な宗教的独裁であったことは言を俟たない。独裁期七年間に処刑されたカトリック

聖職者は七八年六月の修道士五人だけであり、かつて新教徒に加えられた残虐な迫害<sup>①</sup>とは比ぶべくもないにせよ、それでも七八年夏及び七九年三月の宗教的テルールは六六年の聖像破壊運動<sup>ペルデンストルム</sup>を上回る激しさを示した。確かに市政府は幾度か禁令を出しはした。だがそれはカトリック教徒を慰撫するとともに、自己の立場を正当化して最終的責任を回避するための口実作り以外の何ものでもなかった。禁令は現実には適用されず、しかも市政府は事態の責任を一方的にカトリック聖職者の言辭に帰して、拱手傍觀を決め込んだ。こうした当局の事実上の黙認または実質的な使嫉は、当然テールの火に油を注いだ<sup>②</sup>。宗教的ラディカリズムがヘントとオランイエの争点の一つであったことはすでに見た通りである。オランイエはヘントのテルールに警告を繰り返し、他方ヘントは、ワロン諸州との和解、フランス王弟アンジューの擁立を図るオランイエの政策に反対するとともに、彼が強制せんとする宗教平和に執拗な抵抗を試みたのであった。デスプレツの推定によれば、当時ヘントのカルヴィニストは総人口(五万前後)中約三十パーセント(約一万五千)ないしそれ以上を占め、最も富裕な一部上層では比較的少数に留まったにしても、一般富裕層を含むあらゆる社会層にわたっており、同調者まで含めれば人口の過半数にも達したという<sup>③</sup>。やや過大評価の恐れ無しとしないが、ともかく異例に多数の改革派またはその同調者がヘントの宗教的ラディカリズムを支えたのであろう。

しかし過激な反カトリック運動はヘントだけの特殊な現象ではない。それは宗教改革に伴ういわば普遍的現象であり、話をネーデルランドに限っても、ヘントのそれとほぼ同時期に程度の差はあれ、他のフラインデレン・ブラバントの多くの都市で見られ、またホラント・ゼーラントでは七二年以降逸早くラディカリズムの段階を経過して、すでにカルヴィニズムの安定した覇権が確立しつつあった。七九年八月に過激派の領袖ヘムビゼが亡命し、オランイエ派のレイホーフェに指導権が移った後も、ヘントの宗教的テルールが依然として止むことがなかったという事実は、宗教的過激行動が一つの時代風潮であったことを物語るものといえよう。また宗教平和に抵抗したのもヘント一市ではなかった。宗教平和は新教・旧教両宗派のいずれからも反発を買い、比較的平穩に受容したアントウェルペン(七八年八月)やブリュヘ(同年一月)で

もその実効はヘントと大差なく、ブリュセル・イーベル両市の場合、宗教平和の受容はようやく七九年六月、ユトレヒト同盟加入に伴ってのことであった。<sup>④</sup>しかもこの時期、ホラント・ゼーラントでは宗教平和のごとき妥協案はもはや全く問題外だったのである。

そうとすれば、ヘントの独裁の特異性を——そこで展開された反カトリック・テルールがいかに群を抜いて激烈であったにせよ——宗教的過激性のみ、に求めるのでは不十分であろう。ヘントの独裁が「二つの異質の力の合力であった<sup>⑤</sup>」とすれば、過激カルヴィニズムと並んでこの合力を生んだもう一つの分力、つまり一五四〇年以前の旧体制への復帰に結実したいわば復古志向（伝統主義志向）にも当然スポットライトが当てられるべきであろう。一般に手堅な扱いを受けがちなこの復古志向に、むしろ当独裁の独自性を求めようとするのが本稿の趣意である。

旧体制への復帰が甚だしいアナクロニズムを意味したことは確かである。旧体制はそれが成立した一四世紀のヘントの社会に適合的であったにしても、その故にかえって、一六世紀後半の当市の現実にそぐわない。その基盤であり前提でもあった市民三分制そのものが、もはやヘントの社会の実状を全くといってよいほど反映していない。五十三の小ギルドの中にはすでに衰微の著しい職種が多数含まれており、逆に当時繁栄を享受しつつあった若干の職種がそこに含まれていない。とりわけ顕著な事例は毛織物工業に見られる。当工業はすでに目を被う衰退期にあり、むしろ麻織物工業がその位置を取って替わりつつあって、毛織物織布工は数十名、高々百名を数えたにすぎないと推定されている<sup>⑥</sup>。にもかかわらず毛織物織布工のギルド、つまり大ギルドは単独で市民団中第三の構成員として市政参画を認められる。現実には齟齬が生じるのは当然である。大ギルドは市政府の兩部局にそれぞれ五名ずつの市参事を送り込むべきであるのに、その実行は著しく困難であり、少なくとも一部は他の職種のメンバーの代行を仰がざるをえない。例えば七八年一月の改選に当たって、第一部局五席中実際に毛織物織布工が占めたのは二席に留まり、残る三席は皮鞣工・古着商・寝具用麻布織布工によって埋められ、七九年七月の非法法改選時に至っては、第一部局の五席すべてがチーズ商・撚糸工・行商人ら部外者によって占

められたのであった。<sup>⑧</sup>とすると、ヘントの旧体制復活は単なる見せかけ、ただの口実であって、真の狙いはカトリック都市貴族の寡頭支配を打倒することにあつたとするビレンヌの解釈が、いかにも合理的に見える。しかし果たして見せかけや口実が七年間も維持されるものであろうか。たとえアナクロニズムに過ぎるとはいえ、復活した旧体制が数年にわたって持続しえたのにはそれなりの理由があつたはずである。ヘントの独裁期七年間を支えた理由の一つに生活水準の相対的安定が挙げられる。その期間、少なくとも八二年までは穀物価格に目立った変動がなく、他方賃金が上昇傾向にあつたことが実証されている。<sup>⑨</sup>だが理由はそれだけに留まるまい。一般に独裁は、むしろ独裁なるが故にこそ、住民多数の一定の支持——かりに幻想に終わろうとも、よかれあしかれある種の期待——を存立の条件とするものである。カトリックをも含む多数市民が旧特権・旧体制の復活を歓迎し、その点で市政府に一定の支持を与えたことこそ、当独裁存立の基本条件ではなかつたかと推考される。

なるほど特権市民、とくに名士層が独裁期の市政府に多かれ少なかれ反感を抱き続けたことは疑問の余地がない。彼らは過去三十七年間カール認可状の下で享受した特権的地位を失い、市参事職及び職業団体団長職の独占を放棄した。のみならず一般市民と均しく無差別に市壁建設等の労役に駆り出され、また租税負担上の優遇措置も取り消される。従来の大衆課税(消費税)一本槍の方式に手が増えられて、富裕層のみを対象とした特別ビール税が新設され(七八年二月二五<sup>日</sup>)、贅沢な衣裳、派手な饗宴・婚礼等にかかる奢侈税も徴収され、あまつさえ時には公債の購入を強制される。<sup>⑩</sup>しかも特権市民中に占める新教徒の比率は他の諸階層に比べて相対的に低い。<sup>⑪</sup>特権市民の大半が独裁市政府の宗教政策にも強い不満を抱いたことはいうまでもない。しかしこのような富裕特権市民の不満と反感を招いた政策は、逆に他の諸階層の歓迎するところであつたに違いない。特権市民からの特権の剝奪、特権市民への高負担強制は非特権諸階層にとってまさに溜飲の下がる思いであつたろう。しかも旧ギルド制の復活からは、ギルド自治の回復やギルド内外の競争の排除によつて一般の手工業者及び小商人の生活を安定させる作用が期待される。例えば当時ヘント最大の輸出産業に上昇しつつあつた麻織物



工業諸部門（とくに寝具用麻布及び撚糸生産）の場合、そこではすでに経営者間に企業家と小親方の分化が発生していたのであるが、ギルド制は経営者の雇用しうる職人数を制限し、従って職人が高賃金を求めて企業家的経営者の許へ奔るのを抑制することにより、広範な小親方層に有利に作用したはずである。小ギルド及び大ギルドが市評議會で時に動揺や矛盾した動きを示しながらも、概ねヘムビゼの政策を支持し、過激派の社会的基盤たりえたのは以上の故であろう。ギルド制の復活をさらに喜んだのは職人層であつたろう。もぐり（*ouderling*）職人が労働市場に闖入し、その競争による賃金切下げや失業の危険に晒されていた有資格（*gerechtigd*）職人層は、ギルド規制による無資格労働力の排除に回生の期待を寄せたはずだからである。とはいえ、もぐり労働者群（いわばルンペン・プロレタリア）とても、独裁期の復古政策に敵対したという証拠は何一つ残っていない。反カトリック・テールに限っていえば、その主力はむしろ彼ら下層民衆であつたと推定される。安易な解釈は慎むべきであろうが、諸悪の根源をカトリシズムとその聖職者に帰したカルヴァン派市政府に対し、彼らもまた彼らなりに生活改善の期待を寄せたのではなからうか。

多数市民が独裁期の復古政策を支持したとすれば、それは根強い復古志向が予めヘント市民の間に広く内在していたことを意味しよう。この復古志向を見せかけまたは口実と評価したのは前述のようにピレンヌであるが、のみならずピレンヌは、一般に一六世紀ネーデルランド諸都市の民衆運動に見られる民主的志向を個人主義的な近代民主制への傾斜として捉え、形式上は中世の社会的体制を維持しているにせよ本質的には中世民主制と異なると論断する。だが——少なくともヘントの独裁期に関する限り——そうした解釈は正鵠を得たものでないと思われる。ヘントの復古志向も確かに民主制への志向を内包する。しかしその民主制は近代民主制とは異質の中世都市民主制であり、その民主的志向はいわば後向き志向以外の何ものでもない。独裁期の政治諸機関の人的構成を見れば、そのように理解するほかはない。なるほど七九年七月の非合法改選の場合、ギルド幹部に属さぬ並みの手工業者若干名が新市参事として選任されたと推定しうが、それは稀な例外であつて、市政府のギルド・メンバーは富裕な幹部層、いわゆるギルド貴族に限られるのが常例であつた。し

かも伝統的政治体制とは無縁で、その意味で革命的な十八人委員会さえも、やはり概ね名士層とギルド貴族により構成されていた模様であり、史料上のその正式名称は「貴族と名士」Edelen ende Notabelen であった。加うるに二人の指導者ヘムビゼとレイホーフエが、ともに当地屈指の名門の出身である。ヘムビゼはシリ Sily 家の出、母方は著名なトリースト Triest 家、父を初め兄弟・従兄弟も幾度か市参事を務め、彼自身は一五四三年以降両部局いずれかの市参事を歴任した。レイホーフエは生粋の土地貴族層に属し、父は何度かヘントの首席市参事に就任した近郊領主であった。

要するに、ヘントのカルヴァン派独裁は同時に過激な復古志向の伝統主義独裁であって、ブルジョア民主主義独裁とは縁もゆかりもない。ウイトマンやデスプレツが指摘するように、ヘムビゼの政策には一貫した反封建的プログラムが欠如しており、本来の意味での革命性が見られない。なるほど教会財産の没収が強行された。だがそれは宗教改革一般に伴ってどこでも起こりえた普遍的現象の一つにすぎない。また一部貴族の所領も確かに没収された。だがそれは革命的原理（領主制廃棄）に発したものでなく、当面の軍事費捻出のための単なる一方便にすぎない。つまり封建領主制そのものは全く無傷のままに留まった。さらにギルド制の復活が端的に反近代的措置であったことは言を俟たない。ギルドの門戸開放が一度は企てられた。ヘムビゼが七九年五月、ワロン人亡命者をとくに対象として三年ないし四年間に限りギルド加入の自由を認めたのである。だがこれも亡命新教徒をギルドに迎え入れることによって過激派の支持基盤を拡大強化しようとする応急対策にすぎず、ギルド制そのものの根本的改革とは無縁の方策であった。なお「ブルジョア革命に必要な諸条件も起動力もネーデルランド農業には存在せず」、その故に「農民層は一般に後世の諸革命の場合ほどの決定的な役割を演ずることがなかった」にせよ、ウイトマンが——そしてまたエノ・ファン・ヘルデルも——指摘するヘムビゼの農民敵視、ヘント軍の農民虐待の事実（都市・農村の中世的対立の持続・顕現）もここに想起すべきであろう。一事例を挙げよう。ヘムビゼが再起して間もない八三年一月四日のこと、「ヘント・ブリュヘ両市間に住んでいたが、当国の宿敵たるフランス軍からも、また上記の両市及びその他の反乱諸都市に雇われた兵士や盗賊からも不法な虐待・誅求・略奪

を被り、家を追われた農民が、パルマに請願書を送って保護を求めたのである。<sup>②</sup>

- ① ハントで殉教した新教徒（カルヴァン派・再洗礼派・ルター派等）は、一五三〇—一五九五年に総数二百五十七人を数え、その半数に近、百二十三人が六七—七三年の七年間に集中している（ごとと六七—七八年、六八年三十七人、六九年二十五人、七三年二十一人）。その後七四年二人、七六年七人、七七年一人を数えた。A. L. E. Verheyden, *Het Gentsche Martyrologium* (1530-1595), Brugge 1946, p. XXIV. (殉教者名目)
- ② フォン・デ・フイフェールの年代記が伝えるところによれば、七九年三月一日、ハムビゼは聖ヤコブ教会の略奪を笑顔で眺めていたと云う。Desprez, *De Instauratie*, pp. 180-181. またデ・ヨンゲの同日の条によれば、「一切が当局の同意の下に生じたことは明々白々であり」、ハムビゼは「市民がガリラヤ修道院から器物を持ち出すのを見て、それをそのまま置去って、確かに命じはしたが、付言して曰く、それは兵士のものだ。兵士どもが彼の命令によつてはならぬせよ、少なくとも彼に感謝されて略奪の限りを尽したことは以上からして十二分に明白である。」De Jonghe, op. cit., pp. 122-123.
- ③ Desprez, *De Instauratie*, pp. 190-191. M・ギルモテの研究によれば、一五六六—一五六七年、ハントのカルヴァニスムは中産層（商人・手工業者）を中心にあらゆる社会層に浸透して、カルヴァニスム家長は千四百—千五百人（総人口五万、世帯数二万二千としてその十二—十三パーセント）を数えた。M. Delmotte, *Het Calvinisme in de verschillende bevolkingslagen te Gent* (1566-1567), in: *Tijdschrift voor Geschiedenis*, 76, 1963, pp. 145-176, esp. 163. その後アルバ専制下に減少し、ハント和平後に増加した。デスマレルの推定は、デルモテ論文とアントウエルヘンの新教徒に関するバウイ
- ンク R. Boumans の数量的研究とに依拠してゐる。
- ④ Enno van Gelder, op. cit., pp. 71-79, 110-123, 127-128.
- ⑤ Van Werveke, op. cit., p. 79. (ハントノ語版 p. 76)
- ⑥ Desprez, *De Instauratie*, pp. 161, 191. 織布工数はヨアンヌによれば数十名 (Pirenne, *Hist. de Belgique*, IV, p. 127) ノリスによれば約百名 (Fris, op. cit., p. 226)。
- ⑦ Desprez, *De Instauratie*, p. 191.
- ⑧ Pirenne, *Hist. de Belgique*, IV, pp. 126-127.
- ⑨ Desprez, *De Instauratie*, p. 194.
- ⑩ 市の労役には家族四人以上の各戸から二人、四人未満の各戸から一人が動員された。聖職者の場合、修道士は三人、修道女は四人につき一人ずつ駆り出されたが、後者には免役金制度が適用された。Desprez, *Stadsversterkingen*, p. 8.
- ⑪ Desprez, *De Instauratie*, pp. 164, 195-196; do., *Stadsversterkingen*, pp. 10-12.
- ⑫ 特権市民中のカルヴァニストは、フリヌ (Fris, op. cit., p. 232) によれば約二十人であるが、デスマレルはこれを批判して約五十人としよつてゐる。Desprez, *De Instauratie*, p. 164.
- ⑬ *Ibid.*, p. 192.
- ⑭ ギルドの政治的立場は初期には特権市民のそれとさして異ならず、三構成員揃つて市評議会が、監禁貴族の釈放と市内での説教の監視を求め、請願を十八人委員会に提出したことがあった（七八年四月、一日）。以後宗教平和をめぐつて徐々にギルドの過激化が進んだが、それでもその動きに矛盾が多く、例えば七九年七月の非法法市参事改選を一旦承認しながら、やがて合法改選のためのオランジェ招致に結局

- は同意した。Ibid., p. 166.
- ⑮ 七八年二月の宗教平和受諾に際し、これに最も強く抵抗してヘム・ドゼを援護したのは「寝具用麻布織布工・皮鞣工・古着商・靴下工・「非特権」船頭・行商人」のギルドであった。De Jonghe, op. cit., p. 91. (二月九日の条)
- ⑯ Despretz, *De instauratie*, pp. 192-193.
- ⑰ Ibid., p. 193.
- ⑱ Pirenne, *Hist. de Belgique*, IV, pp. 101-102. 例えば十八人委員会の中世の諸機関とは別個の原理に基き、専ら大衆に依拠した民主独裁機関であり、フランス革命と比較するなら、一七九三年の諸委員会に相当する、とピレンヌはいう。
- ⑲ 新市参事二十六名中九名は富裕層に属していない。その職業は不明であるが、並みの手工業者と推定される。Despretz, *De instauratie*, pp. 152, 195.
- ⑳ 例えば七八年一月の改選にギルドから選ばれた新市参事二十名は全員がギルド幹部、その内十八名はとりわけ富裕な階層に属していた。Ibid., p. 145.
- ㉑ Ibid., pp. 130-136. 創設当時の十八人委員会の構成は名士層八名（ユムゼのほか、ユートン・ホフ・Vutenhove 家二名、ホルリェー・Borlaut 家一名等）、ギルド幹部三名、他の七名は不明である。その後の構成の変遷を迎えることは、当委員会関係の史料が乏しく、しかも史料間に矛盾があつて不可能に近い。ただ確実なのは、七八年一〇月、職務多忙を理由に（一時的に？）十名の増員が認められたことのほか、七九年六月一九日以後暫時、一定の構成原則（特権市民・小ギルド・大ギルド各六名ずつ）が適用されたことである。だがこのような市評議会に進じた構成原理は、過激派独裁の絶頂期のみのも所産に留まつたと考えられる。
- ㉒ Ibid., pp. 133-134. なお彼のラニイカリスムはアルバの専制期に培われ、ことに七二年夏、子息を戦場で失つたことがその動機ではないかと推考されている。Fris, op. cit., p. 223.
- ㉓ Fredericq & Vander Linden, op. cit., p. 708.
- ㉔ Wittman, *Quelques problèmes*, pp. 30-31; Despretz, *De instauratie*, pp. 227-228.
- ㉕ 七九年三月のテルールは社会性を帯びて（前述）、個人の住宅も略奪の対象となった。教会の略奪を黙認した当局も、こうした個人住居へのテルールには敵愾を以て臨み、犯罪者三人を極刑に処した。Despretz, *De instauratie*, p. 181. この事実は何のように理解すべきであろうか。革命的規律の顕現と見なすことも可能ではあるが、むしろ社会革命性の欠如を象徴する事実と解釈すべきでないであろうか。
- ㉖ かつて筆者はホントスホーテ（西フラインデレン）のセイ工業を考察して、その基本的対抗関係を資本主義への傾斜とギルド＝共同体的諸関係との間に見出し、前者を代表して産業規制に反対する商人・有力織元層と後者を擁護する町当局との紛争の中で、とくに顕著な事例として大商人ホトスハルク M. Godshalk に係る訴訟事件を挙げておいた（近世初期における産業の自由と規制」『西洋史学』四六輯、一九六〇）。ウイトマンも当該訟が一五八〇年頃、つまり革命的テルール期にホトスハルクの敗訴で終結したことに言及し、それは封建的原理の名において資本主義企業の発達の芽を摘むものであったとして、このテールの反近代性を指弾する。Wittman, *Quelques problèmes*, p. 31; do, *Les Gueux*, pp. 61-62. しかし本稿の趣旨からすれば、むしろ復古志向のテルール期なるが故に一層こうした訴訟結果を招きやすかつたのであつて、そこに何の不思議もない。この訴訟の詳細については E. Coornaert, *La draperie-sayetterie d'Hond-schoote (XIV<sup>e</sup>-XVIII<sup>e</sup> siècle)*, Paris 1930, pp. 292-293.

② Witman, *Les Gueux*, pp. 405-407.

③ Enno van Gelder, *op. cit.*, p. 125.

④ Ph. Kervyn de Volkaersbeke & J. Diegerick, *Documents his-*

*toriques inédits concernant les troubles des Pays-Bas, 1577-1584*, II, Gand 1849, pp. 415-416.

#### 四

ヘントの復古志向の強さは確かに異常である。それは当市が経験したドラスティクな歴史過程——一三・一四世紀の異例の繁栄と栄光、毛織物工業の衰微に伴う急転落、それに止めを刺したカール五世の弾圧——に起因するものであろう。しかし伝統主義はヘントのみに特有の志向では決してなかった。この時代のネーデルランドにはどこでも、絶対主義の集権的圧力に抗して旧来の地方的諸特権、つまり君主権を制約すべき諸社団 *corporaties* の諸権利 || 自由を、護持しようとする志向が多かれ少なかれ見られたのである。①この点に着目するならば、一六世紀のネーデルランド反乱を構造的に把握するために次のような仮説を立てることが許されはしまいか。すなわち反乱の基本的矛盾は、社团的・身分制的社会秩序の護持を旗印とする伝統主義諸力と旧秩序の少なくとも表層部の破碎を目論む絶対主義との対決の中にこそ存する。

ここで注目されるのは、ドイツの H・シリングの近業である。②シリングは社会経済的 *sozio-ökonomisch* 視点の限界を指摘し、社会体制的 *sozio-konstitutionel* 視点からのアプローチを提唱しつつ、ネーデルランド反乱について大凡次のように述べる。その過程はあらゆる型の前近代社会特有の反抗運動を含んで多元的であり、指導集団も局面により、また州により著しく変移したが、決定的役割を担ったのは初期に貴族、後期に大市民（正確にはそれぞれの反抗フラクション）であって、「ネーデルランド革命はその社会的核心において、貴族・大市民より成る政治的エリート層内部の対決であった。③こうしたエリート層の内部亀裂を惹き起こしたのは中央・地方両次元での君主制国家の集権政策、換言すれば君主制司法・行政機構の進出であって、とりわけ当地の伝統的特質たる根強い地方自治を担った地方的エリート層、つまり

下級貴族と大市民の中で、君主権との関係の相異なる二類型の官職保有者——相対的に自立性の強い伝統的官職保有者層（反抗フラクション）と君主制機構下に組み込まれた国家官僚層——の間に鋭い緊張が生じた。この緊張を一層強め、土着エリート層の不満を噴出させる起爆剤となったのが租税・宗教両問題であり、とりわけフェリペの国家主義的宗教政策（司教区再編、異端審問強化）は単に教会の国家への従属を意図したに留まらず、身分制議会の聖職者メンバーの構成に変更を加えて議会の国家機関化を狙うとともに、半国家官僚化する司教及び異端審問官の地方自治干渉を許すことにより、伝統的エリート層の地位を著しく侵害するものであった。要するにネーデルランド反乱は近世初頭のヨーロッパを震撼させた——宗教改革とも近世国家形成過程とも深く係わり合った——政治的・社会的紛争の一種にほかならない。新生オランダ共和国は上昇しつつあった君主権を打破して地域的・身分制的エリート層の独裁を樹立したのであり、共和国の社会は、いかに市民的性格が濃くとも、近代の意味でのブルジョア経済社会ではなかったのである。

以上のシリング説に筆者は大筋において同意する。社会体制的視角から君主制国家と身分制社会との対抗を基本に据える理解の仕方が、筆者の仮説とほぼ重なり合うからである。だが身分制社会をひたすらエリート社会に限定する方法に疑念が残るのはここで問わないにしても、なおほかにも問題が無いわけではない。本稿での論点に限っていえば、それは過激カルヴァン派の評価に係わる。シリングは、旧来の二党派モデル（カルヴァン派Ⅱ革命派、カトリックⅡ勤王派）に代わって近來しきりに提唱される三党派モデル（過激カルヴァン派Ⅱ分離派、ブルゴーニュ国家的中間派、過激カトリックⅡスペイン派）を支持し、過激分離派の特徴として地方主義や宗教的非妥協性のほかに、復古的イデオロギーの衣をまとった実質的革新性を挙げる。従って「カルヴァン派貴族」（ヘムビゼヤレイホーフエ）に指導されたヘントの場合でも、「ギルド制の復活は、カール五世の認可状で没収されて君主制官僚の手に帰していた政治権力を〔名士層が〕奪還するための前提であった」⑥ことになる。このような本質上ピレンヌに類似した見解は——シリングがどちらかといえば北部諸州に事例を求め、北部の分離派を念頭に置いたことに由来するのであろうが——ヘントに関する限り、筆者の採るところで

はない。

筆者の見解はこうである。前記の仮説よりすれば、ヘントの過激派もオランイエ派ともに絶対主義に抗して社团的・身分制的社会秩序を保守しようとする同一の伝統主義陣営に属する。にもかかわらず両者が激しく対立したのは宗教平和やアンジュー擁立などの争点と並んで——というより個々の争点を越えて、あるいは個々の争点の背後に——一層基本的な争点が、同じく伝統保守の立場をとりつつも、その伝統の実質及び保守の方式をめぐって潜在していたからである。つまり貴族ないし市民上層を背景とするオランイエ派<sup>⑦</sup>は一般に現実に適応・妥協する傾向が相対的に強く、伝統的諸制度の護持を標榜しながらも、例えば身分制議會を以て州や都市の個別的利害の調整の場、いわばパルティキュラリスムの調整機関と見なす伝統的觀念を放棄して、むしろ「全国」Generaliteit（十七州全体によって構成される共同の祖国）を体現し、無力な人民に代わって人民の權利を擁護すべき最高審議機関として全國議會を位置づけようとする。オランイエ自身が代議員の抜き難いパルティキュラリスムと議會の伝統的運営方式<sup>⑧</sup>の非能率とを鋭く告発したのもその故である。明らかにオランイエ派はより、開明的であり、「全国」統一の理想は結局潰えたにせよ、議會主権の樹立に象徴される当反乱の（またオランダ共和国の）近代的側面は——そしてまた共和国における中世的自由から近代的自由への架橋も——オランイエ派的現実主義路線の所産であったといえよう。他方ヘントの過激派は中世都市体制、しかも一旦は崩壊し去った旧体制をあえて昔日の姿のままに復活・保守しようとした。それはアナクロニスムであるとともにユートピア的でもある。その復古志向は当代のネーデルラントに普遍的な伝統主義志向の中でも特別に異常な、いわば突出部をなすものであったといつてよからう。過激派とオランイエ派の激突の根底には、こうした伝統主義に係わるいわば體質的差異が流れていたのである。

ともあれ両派の対立は反絶対主義諸力内部の矛盾である。だが内部矛盾は時に肥大して基本的矛盾を曖昧にし、舞台の後景に追いやることがありうる。ヘムビゼの変節はまさしくそれであったと考えられる。

- ① 「この頃〔七七年秋〕全国議会は、くつもの州から諸特権の回復を求め、議願の雨を浴びた。」H. A. Enno van Gelder, *Van opstand via vrede naar oorlog, 1576-1578*, in: *Algemene Geschiedenis der Nederlanden*, V, Utrecht 1952, p. 100.
- ② H. Schilling, *Der Aufstand der Niederlande: Bürgerliche Revolution oder Elitenkonflikt?*, in: H.-U. Wehler (hrsg.), *200 Jahre amerikanische Revolution und moderne Revolutionsforschung*, Göttingen 1976, pp. 177-231.
- ③ *Ibid.*, p. 203.
- ④ 中間派は一六世紀初頭に樹立された政治体制——諸身分——地方的諸力と君主権——集権的諸力の均衡に基づくブルジョア国家——の維持を目的とし、宗教的には穏和な人文主義的カトリシズムまたは無関心を基調とする。反乱初期に優勢で、七七年の永久令はその勝利を示し、逆に七九年のブラス・ユトレヒト両同盟の成立はその破産を意味した。近年この中間派を重視する研究が増えており、次のウォオルチェム論文はその一例である。J. J. Woltjer, *De Vredemakers*, in: *Tijdschrift voor Geschiedenis*, 89, 1976, pp. 299-321.
- ⑤ Schilling, *op. cit.*, p. 180 ff.
- ⑥ *Ibid.*, pp. 200-201.
- ⑦ ただしオランジェ派の社会的背景を固定的に捉えることは問題である。オランジェ派は「均質的政治集団ではなかった。そこには革命と反革命の間に幅広く開かれた領域で活動する様々な志向が見られた」(Wittman, *Les Gueux*, p. 257) からである。
- ⑧ Pirenne, *Hist. de Belgique*, IV, pp. 70-71.
- ⑨ 拙稿「一五・一六世紀のネーデルラント全国議会について」『史林』五三巻五号(一九七〇)「二〇三—二四二頁参照。
- ⑩ 例えば七九年八月七日、オランダ同盟への提言 (Malengreau, *op. cit.*, p. 153) / 同年十一月二十六日、全国議会への提言 (*Ibid.*, pp. 156-159) / 八〇年一月九日、全国議会への提言 (*Ibid.*, pp. 160-162)。  
なお最後に挙げた提言は G. Griffiths, *Representative Government in Western Europe in the Sixteenth Century*, Oxford 1968, pp. 469-476; E. H. Kossmann & A. F. Mellink, *Texts concerning the Revolt of the Netherlands*, London 1974, pp. 200-203 以下  
録われている(後者は英文抄記)。

(本稿は一九七七・一九七八年度省科学研究費総合研究Aによる研究の一部である。)

(静岡大学人文学部教授)



## Family Labor in the *Han* Period 漢代

by

Sanae Ueda

The idea of 'fukêng-fuchi' 夫耕婦績 was a very old one and did not belong exclusively to the Confucian school. But in the *Han* period, with the rise of Confucian school, that ideology penetrated every section of society. And the ceremony of 'chieh t'ien-ch'ing sang' 藉田親桑, which made it an established manner, was initiated in the reign of *Emperor Wên* 文帝. That is, both emperor and empress set an example of the way of labor by themselves.

Since then, as sexual division of labor was established, man began to take the part of cultivation and woman of picking mulberry leaves, silkworm-raising, silk-reeling, weaving and sewing. Though we cannot find the case in which the silk produced by woman was collected as regular tax, the tax systems after the *Wei-Chin* 魏晉 periods were based on the 'fukêng-fuchi' idea, which means that *tsu* 租 was assigned to man and *tiao* 調 to woman.

## The Calvinist Dominion in Ghent (1577-1584)

by

Hiroshi Kawaguchi

This subject may have been unpopular with most historians apart from Marxist historiography: up to the present the Calvinist dominion in question has been liable to be treated half-heartedly and negatively, especially on account of its religious radicalism, and estimated shortly as an episode during the Revolt of the Netherlands in the sixteenth century.

Characterized by the religious radicalism, however, it was the result of two heterogeneous tendencies: religious fanaticism and deep-seated intention of restoring the old regime. In this article more stress is laid on the latter component, that is, the intention leading to

the temporary yet real restoration of medieval town privileges and institutions forfeited under Charles V. It is our purpose to make clear the tragic role of the town, a sort of projecting part of traditionalism, compelled to be opposed even to Orangists, the same traditionalist but much more enlightened political group, in the process of the Revolt of which the fundamental contradiction consisted in the antagonism between absolutism aiming at unification and traditionalism advocating the cause of old corporative social order.

## Социальный состав РКП(б) в 1917–1920 гг.

### Соудзи Амакава

Большевистское традиционное уважение к качеству членов партии сохранялось после того, как большевистская партия превратилась в массовую и правящую партию. И правила о вступлении в партию стали строже с течением времени.

А РКП(б) впервые обратила большое внимание на свой социальный состав на Восьмом съезде в 1919 году. На этом съезде были подтверждены партией уменьшение удельного веса рабочих в партии, увеличение удельного веса служащих, тенденция бюрократизации аппаратов государства и партии, произвол и порча ответственных членов партии, и отрыв партии от рабочих и крестьянских масс.

Восьмой съезд РКП(б) решил исключить нехороших элементов и активно принять рабочих и крестьян с целью укрепления связи с массами.

Но, несмотря на то, что различные меры были приняты с весны 1919 года до конца 1920 года, социальный состав партии все же не улучшился. Пропорция рабочих членов партии все уменьшалась со временем. Кроме того, большинство из них постепенно всасывалось в ответственные посты государства и партии. Наоборот, служащие члены партии, опытные в административных и канцелярских делах, твердо придерживались своих неигнорируемых влияний в партии.